

## 審 議 結 果 通 知 書

令和6年3月25日

伊勢農林水産事務所長 様

三重県環境調整システム推進会議 会長

令和6年2月19日付けで提出のあった環境配慮検討書について審議した結果は次のとおりでしたので通知します。

対象事業の名称	高度水利機能確保基盤整備事業 磯地区
(1)調整事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・陸生生物・水生生物について</li><li>・埋蔵文化財について</li><li>・その他</li></ul>
(2)調整の結果の内容	<p>(陸生生物・水生生物について)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・野生生物の生息に配慮した工法や対策の採用を検討するとともに、変更区域内において重要種が確認された場合は移植を実施するなど、野生生物への影響の低減に努めてください。</li></ul> <p>(埋蔵文化財について)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・周知の埋蔵文化財包蔵地が対象地にありますので、伊勢市情報戦略局文化政策課文化財係に最新の状況を確認してください。</li></ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当該事業の実施に際しては、二級河川外城田川水系の流域を変更しないよう、留意してください。</li><li>・流域治水の観点から、新たに整備されるほ場について、田んぼダムの取組を検討してください。</li><li>・3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更がある場合は、事前に土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出が必要となりますので留意してください。</li><li>・事業主体によっては、土砂等の埋立て等を行う土地の区域が面積3,000m<sup>2</sup>以上かつ高さ1mを超える場合、三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例による許可が必要となる場合があるので、事前に大気・水環境課又は南勢志摩地域活性化局環境室と協議してください。</li><li>・揚水設備を設置する場合は、事前に南勢志摩地域活性化局環境室にて、三重県生活環境の保全に関する条例による揚水設備設置の手続きを行ってください。</li></ul>
(3)備考	